

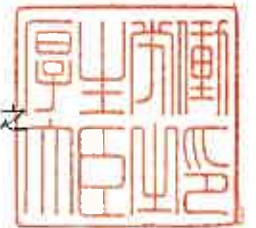
厚生労働省発雇均 0310 第 2 号

令和 4 年 3 月 10 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の床面積要件について、現行の五十平方メートル以上という要件に加え、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が四十平方メートル以上とすること。

第二 勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の経過年数要件について、現行の主要構造部を耐火構造とした住宅の場合には二十五年、それ以外の住宅である場合には二十年という要件を廃止し、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものとする事。

第三 施行期日等

一 この省令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和四年四月一日）から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。